阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示の一部を改正する告示

第一条　阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示（平成二十四年国土交通省告示第七百四十二号）の一部を次のように改正する。

本文中「神戸市道生田川箕谷線」の下に「及び次の表の上欄に掲げる路線名の高速道路の同表の下欄に掲げる区間」を加え、本文に次の表を加える。

一般国道一号	大阪市鶴見区緑地公園五六六番から同市北区豊崎までの区間
一般国道二号	神戸市東灘区向洋町東から同市長田区西尻池町までの区間

備考　この表に掲げる区間は、平成二十九年三月一日における行政区画その他のものによって表示されたものとする。

第二条　阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示（平成二十四年国土交通省告示第七百四十二号）の一部を次のように改正する。

本文中「定められている高速道路」の下に「（京都市道高速道路一号線及び京都市道高速道路二号線を除く。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定に基づき、平成二十九年三月十五日付けをもって次の有害水バラスト処理設備を相当指定したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）附則第十三条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

相当指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	製造者等の住所
第7号	NK-03 BlueBallast System	NK-03	NK Co., Ltd.	140, Sinsan-ro, Saha-gu, Busan, Republic of Korea

○国土交通省告示第二百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丹原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市大字丹原

字菅の谷	四九八番　一号
	四九二番一　二号
字扇畑	六四六番一　三号
字長四郎谷	七一九番　四号
	七七六番一　五号
	七六九番　六号
	八六三番　七号
字下口	八一二番　八号
字舌口	七八七番一　九号
字横前	七九〇番　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市大字大谷

字坪山	六一一番一　一号
	六〇九番　二号
	六一五番　三号
	六三〇番　四号
	六六四番一　五号及び六号
	六〇七番三　七号

○国土交通省告示第二百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

海見山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県山県郡千代田町大字本地字長畑一八六番地内三等三角点長畑山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二二度四四分四七秒　一号

標柱一号から二一六度五〇分四八秒　二号

標柱二号から二八五度二七分四七秒　三号

五八・一四一メートルの地点

標柱三号から二四六度一〇分四秒　四号

一〇九・一三七メートルの地点

標柱四号から二七九度四二分二〇秒　五号

六九六・三七六メートルの地点

標柱五号から三一三度四九分五二秒　六号

一五一・一五六メートルの地点

標柱六号から三八度三三分三八秒　七号

二七・九四八メートルの地点

標柱七号から一二八度〇四分四七秒　八号

八〇・五九五メートルの地点

標柱八号から五〇度一二分一〇秒　九号

一二三・五〇九メートルの地点

標柱九号から九二度五五分一一秒　十号

一六八・一四一メートルの地点

標柱十号から一〇六度二四分五九秒　十一号

六五六・二五五メートルの地点

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺戸下川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県三次市三次町五〇一番電子基準点三次を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三五四度三四分三五秒　一号

五二四・五五二メートルの地点

標柱一号から三五六度〇八分一五秒　二号

二一・二七二メートルの地点

標柱二号から二八九度二六分五三秒　三号

一八・九七六メートルの地点

標柱三号から一九六度五九分四八秒　四号

一四・〇八四メートルの地点

標柱四号から二六七度一六分二四秒　五号

三一・三六五メートルの地点

標柱五号から一七九度一九分五四秒　六号

九・九四六メートルの地点

標柱六号から二八度一五分三六秒　七号

三二・七五一メートルの地点

標柱七号から二六度五五分一八秒　八号

三七・二二四メートルの地点

標柱八号から六〇度一七分三三秒　九号

七三・〇五七メートルの地点

標柱九号から九八度三九分二三秒　十号

四九・二三四メートルの地点

標柱十号から一七二度三九分三二秒　十一号

六一・一四六メートルの地点

標柱十一号から二八四度二八分一二秒　十二号

三四・六七〇メートルの地点

標柱十二号から二〇一度四三分四七秒　十三号

二五・三八二メートルの地点